

令和8年度呉市保育士等キャリアアップ研修事業業務公募型プロポーザル実施要領

1 目的

保育士は、専門的知識及び技術をもって、児童の保育及び保護者に対して保育に関する指導を行う専門職であり、その専門性の向上に目標を持って取り組めるよう、初任者から管理職員までの職位や職務内容等を踏まえた体系的な研修を構築し、保育の質の向上や新規採用者の人材確保及び保育士の離職防止等を図ることを目的とする。

2 業務概要

(1) 業務名

令和8年度呉市保育士等キャリアアップ研修事業業務

(2) 業務内容

別紙「令和8年度呉市保育士等キャリアアップ研修事業業務仕様書」のとおり

(3) 履行期間

契約締結日から令和9年3月31日まで

(4) 提案限度額

3,800,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

3 プロポーザル方式の方法及び理由

民間事業者の優れた提案を広く募集するため、公募型プロポーザル方式により実施する。

4 スケジュール

項目	期限等
公募開始（本要領の公開）	令和8年4月1日（水）
質問書の受付期限	令和8年4月8日（水）
質問への回答期限	令和8年4月10日（金）
参加申込書の提出期限	令和8年4月17日（金）
提案書等の提出期限	令和8年4月28日（火）
選定委員会	令和8年4月30日（木）～令和8年5月1日（金） のいずれか1日
選定結果の通知・公表	令和8年5月7日（木）～令和8年5月11日（月） のいずれか1日

※上記予定は、変更する場合がある。

5 参加資格要件

本プロポーザルに参加しようとする者は、次に掲げる要件を全て満たさなければならない。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の4の規定に基づく資格制限を受けていないこと。
- (2) 呉市入札参加資格者指名停止要項（平成9年4月1日実施）に基づく指名停止の措置又は指名停止に至らない事由に関する措置を受けていないこと。

- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づく更生手続又は再生手続の開始の申立てがなされていないこと。
- (4) 法人税，消費税及び地方消費税の滞納がないこと。
- (5) 呉市暴力団排除条例（平成24年呉市条例第1号）に定める暴力団又は暴力団と関係する者でないこと。

6 質問の受付及び回答

本要領及び仕様書の内容に係る質問の受付方法等は，次のとおりとする。

(1) 質問方法

受付期間内に質問書【様式1】に質問事項を記入の上，事務局に電子メールで送信する。なお，電子メールのタイトルは，「質問書（参加希望者名）キャリアアップ研修事業業務」とし，また，電子メール送信後は必ず事務局に電話し，受信の確認を行うものとする。

(2) 質問受付期間

本要領の提示日から令和8年4月8日（水）午後5時まで

(3) 回答方法

令和8年4月10日（金）までにホームページで公表する。なお，公表した回答等の内容は，本要領等の内容の追加又は修正とみなす。個別の回答は行わない。

(4) その他

質問受付期間以外若しくは質問方法以外の質問又は本プロポーザルと直接関連性がないと事務局が判断した質問については，回答しないものとする。

7 参加の申込

参加希望者は，次のとおり参加申込書等を提出しなければならない。

(1) 提出書類

ア 参加申込書【様式2】

イ 会社概要

様式は任意とするが，日本産業企画A4判縦1枚程度にまとめたもので，会社名，所在地，設立年月，代表者名，資本金，職員数等が確認できるものであること。なお，会社のリーフレット等でも代用可能とする。

ウ 法人税，消費税及び地方消費税の滞納がないことの証明書（※申込日から起算して3か月以内・写し可）。

(2) 提出期限

令和8年4月17日（金）午後5時まで【必着】

(3) 提出部数

各1部

(4) 提出方法

持参又は郵送により提出すること。いずれの場合においても，事前に事務局に電話し，提出する旨の連絡を行うこと。

なお，持参による場合は，月曜日から金曜日まで（市役所の開庁日に限る。）の午前9時から午後5時までの間に提出すること。また，郵送による場合は，提出期限までに必着であるとともに，配達完了が確認できる方法によること。

(5) 参加辞退

参加申込書関係書類の提出後に辞退する場合は、提案書の提出期限までに、必ず辞退届（任意様式）を書面で提出すること。辞退後は、いかなる理由があっても再参加は認められない。

8 提案書等の提出

参加の申込みをした者（以下「提案者」という。）は、次のとおり提案書等を提出しなければならない。

(1) 提出書類

	書類名	様式等	正本	副本
ア	提案送付書	【様式3】	○	
イ	提案書	任意の様式 日本産業規格A4判縦で、片面のみの印刷とすること。 文字サイズを10.5ポイント以上とすること。 頁番号を付し、頁数の上限を10とすること。 提案者が特定される情報は記載しないこと。	○	○
ウ	業務実績調書	【様式4】 過去5年間における本業務と類似した業務の受託実績を記載すること。 正本には契約書及び仕様書の写しを添付すること。	○	○ ※契約書及び仕様書の写しは不要
エ	見積書	任意の書式 日本産業規格A4判 算定根拠を記した資料も添付すること。 業務委託金額については、提案限度額の範囲内で積算すること。	○	○

※副本には、会社名及び会社名を類推できる固有名詞、ロゴマーク等は使用しないこと。

(2) 提出期限

令和8年4月28日（火）午後5時まで

(3) 提出部数

正本を提出書類のアからエまでそろえたもの、副本を提出書類のイからエまでそろえたものとし、それぞれ次のとおりの部数を提出すること。

ア 正本 1部（製本せず、クリップで綴じること）

また、正本をPDF形式で保存したデータをCD-Rその他の方法（USBメモリは不可）で提出すること。

イ 副本 10部（ステイプラー等で製本したもの）

(4) 提出方法

持参又は郵送により提出すること。いずれの場合においても、事前に事務局に電話し、提出する旨の連絡を行うこと。

なお、持参による場合は、月曜日から金曜日まで（市役所の開庁日に限る。）の午前9時から午後5時までの間に提出すること。また、郵送による場合は、提出期限までに必着であるとともに、配達完了が確認できる方法によること。

(5) その他

ア 提案は、提案者1者につき1提案とする。

イ 提案書等を受理した後は、その加筆及び修正は認めない。

ウ 提出された提案書等は、選定の結果にかかわらず提案者に返却しない。

9 審査方法

(1) 委員会の設置

審査は、令和8年度呉市保育士等キャリアアップ研修事業業務事業者選定委員会（以下「委員会」という。）において、提出された提案書等及びヒアリングにより行うものとする。なお、委員会は、非公開とする。

(2) ヒアリング

事業者を選定するに当たり、次のとおりヒアリングを実施する。

ア ヒアリングの日時、その他詳細については、別途電子メールにより連絡するものとする。

イ ヒアリングの出席者は、本業務を行う業務担当者を含め3名以内とする。

ウ 時間は、1事業者につき30分以内とする。（準備、説明20分、質疑応答10分）説明時、パソコン及びモニターを使用する場合は、事前に連絡すること。

エ 説明は、事前に提出した提案書を用いて分かりやすく説明すること。提案書に対する説明資料の追加は認めない。

オ Zoomを用いたオンラインでの説明も可能とする。

(3) 審査方法

ア 審査は、委員会の委員が「令和8年度呉市保育士等キャリアアップ研修事業業務事業者選定審査基準」【別表1】（以下「審査基準」という。）に基づき審査・採点し、全委員の合計点数が高い順から優先交渉権者及び次点交渉権者を選定する。

イ 採点の結果、1位の提案者が複数あった場合は、同点の提案者の中から全選定委員の採点で高い順位を多く得た者から、優先交渉権者を決定する。なお、2位の提案者が複数あった場合は、同様の方式により、次点交渉権者を決定する。

ウ 全委員の合計点数が満点の6割に満たない場合は、選定しないものとする。

エ 応募が1者の場合においては、全委員の合計点数が満点の6割以上の場合は、優先交渉権者とする。

10 選定結果の公表

委員会による選定結果については、次のとおり提案者に通知する。

(1) 優先交渉権者

点数及び優先交渉権者である旨を通知するとともに、次点交渉権者の点数を通知する。

(2) 次点交渉権者

点数及び次点交渉権者である旨を通知するとともに、優先交渉権者の名称及び点数を通知する。

(3) 全選定委員の合計点数が3位以下の提案者

点数及び選定しない旨を通知するとともに、優先交渉権者の名称及び点数並びに次点交渉権者の点数を通知する。なお、順位についてはこれを通知しない。

また、ホームページで優先交渉権者の名称及び採点結果並びに次点交渉権者の採点結果を公表する。なお、選定結果に関する問い合わせ及び異議申立ては、一切受け付けないものとする。

1.1 契約手続等

- (1) 呉市は、委員会により選定された優先交渉権者と提案内容に基づき協議を行い、必要に応じて仕様書等の修正を行った上で、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第2号の規定に基づき、随意契約を締結する。
- (2) 呉市と優先交渉権者との協議が整わなかった場合又は優先交渉権者が辞退し、若しくは本要領の規定に違反した等の理由により業務を受託できなくなった場合においては、呉市は次点交渉権者を行うものとする。

1.2 その他

- (1) 本プロポーザル参加に要する経費は、全て提案者の負担とする。
- (2) 提案書作成時において入手した市独自の情報、個人情報等は適正に管理し、情報漏洩及び不正使用等を行わないよう留意しなければならない。
- (3) 呉市は、提出された書類を本プロポーザルによる委託業者選定以外の目的に無断で使用しない。なお、呉市が本プロポーザルに関する報告又は公表等のために必要な場合は、事業者の承諾を得ずに提出書類を無償で利用・複製することができる。
- (4) 提出書類は、呉市情報公開条例（平成11年呉市条例第1号）に基づく情報公開請求の対象となり、非公開とすべき部分を除き公開することがある。
- (5) 本要領に規定されていない事項が発生したときは、委員会と事務局が協議して決定する。

1.3 書類等の提出先等

事務局：呉市こども部こども施設課

所在地：〒737-8501 広島県呉市中央4丁目1番6号

電話：0823-25-3174

E-mail：kodosise@city.kure.lg.jp

【別表1】

令和8年度呉市保育士等キャリアアップ研修事業業務事業者選定審査基準

区分		審査事項	審査基準	配点
1	企画	研修計画	研修の全体スケジュールは実施可能なものになっているか。 ・広報、申込み、実施、修了評価等、全体が実行性のあるスケジュールになっているか。	20
			オンラインでの実施方法は適切か。 ・受講者が利用しやすい受講手段を採用し、受講者の理解度や集中力の維持を高める工夫がされているか。 ・オンデマンドでの実施等、受講者の利便性を向上するものであるか。	10
			研修当日のスケジュールは実施可能なものになっているか。 ・受講者が研修を受講しやすい日程が設定されているか。 ・研修当日は、無理のないスケジュールとなっているか。	10
2	内容	講師の選定	必要な講師は確保できているか。又は、確保可能か。(具体性・実行性) ・専門的な知識及び経験を有する者を選定しているか。	20
		テキスト等	テキストの企画・作成は適切か。 ・受講者が理解しやすく、実践的に使用できるものか。(既に刊行されているものを使用することも可。)	15
		受講者負担	受講者負担金額は適切な金額か。 ・広く受講者を募集する趣旨を鑑みたくえて、適切と考えられる金額を設定すること。	5
3	運営	研修当日	適切な研修運営が可能か。 ・本人確認の方法は可能か。 ・受講者の出席状況の管理方法は適切か。	5
		授業形態	学びを深められるような工夫がされているか。 ・どのような工夫がされているか。(自由提案)	10
		修了評価	受講者の修了評価は適切か。 ・科目履修が客観的に判断できる内容になっているか。	5
4	業務実績	業務実績	本業務と同種又は類似の業務実績があるか。	5
5	組織体制	研修事業業務の実施体制	事業の円滑な実施が可能か。 ・スタッフ体制が確保できているか。 ・連絡調整は迅速な対応が可能か。	10
6	経済性	企画提案における価格	見積額は妥当性があるか。 (上限額3,800千円(消費税及び地方消費税含む。))	5